

(別表第2)(第3条関係)

1 特定施設のうち建築物に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口又は不特定かつ多数の者が利用する各室(用途面積が2,000平方メートル未満の特定施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。(2)において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合にあっては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下この表において「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
<p>(2) 廊下その他これに類するもの</p> <p>(以下この表において「廊下等」という。)</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合にあっては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の(1)に定める構造の各出入口(共同住宅の場合にあっては、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口がある階に設けられる各住戸の出入口)に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路にあっては、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設けること(共同住宅の場合を除く。)</p> <p>(ウ) 高低差がある場合にあっては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。</p> <p>(エ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)のイに定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p>

	エ (2)のウの(ウ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
	(ア) 幅は、内法を 120 センチメートル(段を併設する場合にあっては、90 センチメートル)以上とすること。
	(イ) 勾配は、12 分の1(傾斜路の高低差が 16 センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。
	(ウ) 高低差が 75 センチメートルを超える場合にあっては、高低差 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
	(エ) 手すりを設けること。
	(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。
	(キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)
	(ク) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)
	オ 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から案内所又は案内標示等(視覚障害者に対し特定施設全体の利用に関する情報提供を行うものに限る。)を設置した場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあっては、この限りでない。
(3) 階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。
	(ア) 手すりを設けること。
	(イ) 主たる階段には、回り段を設けないこと。
	(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(エ) つまづきにくい構造とすること。
	(オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)

	(カ) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。)
(4) 昇降機	ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設(複合施設の共用部分以外の特定施設の場合にあっては、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合にあっては、この限りでない。
	イ アに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
	(ア) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
	(イ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。
	(ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
	(エ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
	(オ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
	(カ) かご内の側板には手すりを設けること。
	(キ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
	(ク) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。
	(ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
	(コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((ケ)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
	(サ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。
	(シ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。
(5) 便所	ア 便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以

	上)は、次に定める基準に適合するもの(用途面積が1,000平方メートル未満の特定施設(公衆便所又は複合施設の共用部分の場合を除く。)にあっては、(ア)のb及び(オ)に定める構造のもの)とすること。
	(ア) 次に定める構造の便房(以下この表において「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。
	a 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。
	b 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
	(イ) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
	(ウ) 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
	(エ) 車いす使用者用便房を設置した旨を、当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。
	(オ) 洗面器を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。
	イ 小便器のある便所を設ける場合にあっては、床置き式の小便器のある便所を1以上設けること。
(6) 駐車場	ア 車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分(以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること(特定施設に付属する駐車場で、特殊装置のみを用いるもの又は駐車台数が25台未満のものを除く。)
	イ 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
	(ア) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(ウに定める構造の敷地内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
	(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。
	(ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
	ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち敷地内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。
(7) 敷地内の通路	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
	イ 段を設ける場合にあっては、当該段は、(3)の(ア)から(オ)までに定める構造に準じたものとする。
	ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該特定

	<p>施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。) 又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p>
	(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。
	(イ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
	(ウ) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。
	エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。)
	(ア) 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
	(イ) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
	オ ウの(イ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
	(ア) 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じたものとすること。
	(イ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)
(8) 客席	ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあつては、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を超えるときは10とする。)の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。
	イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとすること。
	(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
	(イ) 車いす使用者1人につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。
	ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとすること。

	(ア) 幅は、内法を 120 センチメートル以上とすること。
	(イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じた傾斜路を設けること。
(9) 改札口	改札口(公共の交通機関の施設における改札口をいう。)のうち1以上は、(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする事。
(10) 案内標示	案内板を設ける場合にあつては、次に定める基準に適合するものとする事。
	(ア) 文字は、表示内容が容易に読み取れる大きさとすること。
	(イ) 見やすい位置に設けること。

2 特定施設のうち道路に関する基準

部分	基準
歩道	ア 表面は、滑りにくかつ平坦なものとする事。
	イ 幅員は、200 センチメートル以上とすること。
	ウ 段差の切下部分の勾配は、100 分の8を超えないこと。
	エ 次に掲げる部分の段差は、切り下げること。
	(ア) 歩道の巻き込み部分
	(イ) 歩道が横断歩道と接する部分
	(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分
	オ 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。
	カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合にあつては、他の部分と対比することができる色調及び明度のものとする事。

3 特定施設のうち公園に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。
	(ア) 幅は、120 センチメートル以上とすること。
	(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
(2) 園路	ア 主要な園路のうち1以上は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。
	(ア) 表面は、滑りにくかつ平坦なものとする事。
	(イ) 幅員は、120 センチメートル以上とすること。
	(ウ) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。
	(エ) 縦断勾配は 100 分の8を超えないものとし、100 分の3以上の勾配が 50 メートル以上続く場合にあつては、途中に 150 センチメー

	ル以上の水平な部分を設けること。
	(オ) 縁石を切り下げる場合にあっては、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は100分の8を超えないこと。
	イ 階段を設ける場合にあっては、1の(3)に定める構造に準じたものとする。
(3) 駐車場	ア 車いす利用者用駐車施設を設けること(特殊装置のみを用いる駐車場又は駐車台数が25台未満の駐車場を除く。)
	イ 車いす利用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。
	ウ 車いす利用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。
(4) 案内標示	案内板を設ける場合にあっては、1の(10)に定める基準に準じたものとする。

4 特定施設のうち路外駐車場に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	1以上の出入口は、1の(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。
(2) 駐車場	ア 車いす利用者用駐車施設を設けること。
	イ 車いす利用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。
	ウ 車いす利用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす利用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。

(備考)1から4までに定める基準は、地形、敷地の状況、沿道の利用状況その他のやむを得ない理由により当該基準によることが著しく困難であると知事が認める場合又は当該基準に定められていない構造若しくは設備により当該基準によるものと同程度以上に安全かつ容易に利用できること知事が認める場合は、その一部を適用しないことができる。